

市立幼稚園・預かり保育(長期預かり) 園児募集

■市立幼稚園

対象児

- ①宜野湾市民であること
- ②年長児(平成23年4月2日～平成24年4月1日生)
- ③年中児(平成24年4月2日～平成25年4月1日生)

区域 小学校の通学区に準ずる

定員 ①年長児 定員制限なし
②年中児 各園30名(嘉数幼稚園は60名)

保育時間 月・水・金8:15～12:00
火・木(弁当日)8:15～13:00
※9月～3月は8:15～14:00

保育料 世帯の市民税所得割課税額に応じて決定
※公立幼稚園への入園は義務ではありません。
※本年度より入園案内通知の送付はありません。

願書配布期間 10月17日(月)～10月28日(金) ※土日祝日を除く

入園受付期間 10月31日(月)～11月11日(金) ※土日祝日を除く

配布・受付時間 9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

願書配布・受付場所 市役所1階 第2会議室

※入園受付をされた方は、後日各幼稚園での面談があります(11月16日(水)・18日(金)14:00～16:00)

※詳細はホームページ、または問合せ先までご連絡ください。

※願書は、ホームページからダウンロードできます。

☎指導課(892-8289)・学務課(892-8283)

■市立幼稚園 預かり保育

対象児

- ①市立幼稚園へ入園予定の年長児(平成23年4月2日～平成24年4月1日生)
- ②保護者の共働き等により、午後の保育を必要とする方

期間 入園式の翌日から教育委員会が指定した日まで

休業日 土日・祝日・慰霊の日、12月29日～1月3日
その他園長が指定した日

預かり保育時間

平日 幼稚園の教育時間終了後～18:00
夏休み・冬休み・春休み 8:15～18:00

預かり保育料 月額5,400円(8月は10,800円)

その他 預かり保育は弁当持参(弁当日以外はケータリング利用可能)



4月1日 公立放課後児童クラブ入所受付

対象児童 宜野湾市内に在住し、保護者が就労等により昼間家庭にいない、看護・介護・疾病等の理由により、公立放課後児童クラブにて育成が必要と判断された、小学校に就学している児童

配布期間 11月1日(火)～11月26日(土)

受付期間 11月8日(火)～11月26日(土)

配布・受付 各児童センター ※長田児童館のみ
保育課 こども育成係にて対応

再提出期間 11月28日(月)～12月20日(火)

※受付期間内に申込を行った方のみ対象

配布受付時間

▶各児童センター 10:00～18:00
(12:00～13:00、日・祝日を除く)

▶長田児童館 9:00～17:00
(12:00～13:00、土日祝日を除く)

※受付期間を過ぎての入所申込は、平成29年4月2日以降の案内対象(待機児童)となります。

※再提出期間を過ぎて提出された書類、不備などで差替えた書類などは、平成29年4月1日入所の対象になりません。

※入所決定は、先着順ではありません。

※問い合わせは、各児童センター(長田児童館のみ保育課 こども育成係)をお願いします。

対象施設 (放課後児童クラブ)

- ▶大山児童センター(定員22名) ☎ 890-0015
- ▶新城児童センター(定員22名) ☎ 892-8888
- ▶我如古児童センター(定員23名) ☎ 897-6767
- ▶長田児童館(定員25名) ※長田児童館のみ 保育課 こども育成係 ☎ 893-4411(内線461)

育成時間 小学校の下校時から18:00

ただし小学校の休業期間(夏・冬・春休みなど)は8:30～18:00

※送迎なし※休館日 第2・第4土曜、日曜、祝日、慰霊の日、その他市長が認めた日

保育料 月額 5,000円(学年問わず一律)



2つの給付金 申請受付開始しました。

対象と思われる方には、8月末に税のお知らせとともに申請書等を送付しています。



1. 臨時福祉給付金(平成28年度)

支給対象となる方

基準日(平成28年1月1日)において住民票が宜野湾市にある方で平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない方。ただし、基準日に生活保護を受給されている方、平成28年度市民税(均等割)が課税されている方に扶養されている方は対象となりません。

支給額 対象者一人につき3千円(支給は1回限り)

受付期限 12月1日(木)

受付時間 8:30～11:45、13:00～17:00

申請方法 返信用封筒で返送、または窓口にて受付。

※申請書の発送は、支給を保証するものではありません。

※申請書の記入漏れ・必要書類の提出がないと、給付金の支給ができない場合や遅れるおそれがあります。

※審査完了後、審査結果通知書(はがき)を送付し給付の可否や振込日等をお知らせします。

※両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。

☎臨時福祉給付金担当(2階大ホール) ☎ 893-4411 内線374・375・376

2. 障害・遺族年金受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

支給対象となる方

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方。ただし、高齢者向け給付金を受給した方は対象となりません。

支給額 対象者一人につき3万円(支給は1回限り)

必要書類①申請書(押印)②運転免許証または健康保険証(後期高齢者被保険者証)の写し※対象者全員分③受取口座の通帳の写し(口座番号・名義等を確認します。)※外国人の方は在留カードの写しも必要です。

4月1日 公立・法人保育所(園)入所受付

対象児童

- ①宜野湾市民であること
 - ②保護者の共働き等により保育を必要とする認定を受けた、生後3ヵ月～小学校就学前までの児童
- ※特別保育(障がい児保育)希望の方は窓口にてご相談ください。

申込書等配布期間・時間

10月17日(月)～11月25日(金)9:00～17:00

※期間中はホームページにてダウンロードが可能

受付期間・時間

10月31日(月)～11月25日(金)9:00～17:00

受付場所 市役所1階 第二会議室

申込書等受付時に持参するもの

- ①申込書類一式
- ②印鑑(シャチハタ等のスタンプ式は不可)
- ③支給認定保護者の
(1)本人確認が出来る書類(運転免許証・パスポート等)
(2)マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・マイナンバー通知カード等)

※配布受付期間・時間は、土日祝日および12:00～13:00は除く

※配布期間・受付期間を過ぎると書類の配布・受付はできません。

※平成29年4月1日時点で保育を必要とする認定を受けていることが入所条件になります。

※先着順ではありません。

※民生委員等の証明に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって、証明書等の交付を受けてください。

※保育所(園)や年齢によって受入人数が異なります。(受入人数は配布資料をご確認ください。)なお、保育所(園)の所在地などは保育課ホームページまたは配布資料にてご確認いただけます。

※平成28年12月31日までに生まれる予定の児童については、仮受付が可能です。

☎保育課 ☎ 893-4411 内線176

